

- 第二号議案 P.2～
- 第三号議案 P.5～
- 第四号議案 P.23～
- 第五号議案 P.29～
- 規約 P.33～

京都民主医療機関連合会 第62回定期総会
2024年6月2日(日) 京都テルサ

【第二号議案】

京都民医連第 6 次長期計画の確定 京都民主医療機関連合会規約改定のための 臨時総会開催 提案

2024 年 6 月 2 日

京都民主医療機関連合会理事会

【第 62 回定期総会 第二号議案】

京都民医連第 6 次長期計画の確定、

京都民主医療機関連合会規約改定のための臨時総会開催提案

2024 年 6 月 2 日

京都民主医療機関連合会理事会

第 6 次長期計画の確定、京都民主医療機関連合会規約改定を目的にした京都民医連臨時総会の開催を提案いたします。

56 期、京都民医連第 6 次長期計画策定委員会では 11 回の会議を重ね、また各テーマにそった PJ チームをつくり、京都民医連理事役員にとどまらず より多くの意見を持ち寄って【京都民医連第 6 次長期計画（以下 6 次長計）案】をまとめ上げてきました。現在、各機関会議などからいただいた意見を基に、Ver2.0 にむけて 6 次長計案の更新をはかるべく検討をすすめています。

6 次長計は、京都民医連の使命と価値観を反映し、2030 年までの戦略的目標と行動計画を示すものになります。70 年の歴史を力に「2 つの柱」の全面実践を進めるための①京都民医連の医療・介護事業の更なる前進に向けての事業活動の指針、②事業と運動を担う職員の確保と育成の指針、③地域社会との連携強化、共同組織とともに健康・つながり・まちづくりを組織的・立体的にすすめる指針、などが含まれます。臨時総会までの期間で全職員の意見を十分に集約し内容を練り上げ、より包括的で具体的な長期計画を策定します。引き続き職員や共同組織のみなさんの協力を得ながら、計画案の修正や改善を行い、より広範で深い合意形成をすすめていきます。

京都民主医療機関連合会規約改定については、第 5 条「総会」に係る規約について、今日的な組織の在り方にそった代議員の選出等を行えるよう改定の提案を行います。

今定期総会終了後、これら 2 つの提案を予定し、1 年以内に臨時総会の開催を提案いたします。

(以 上)

【第三号議案】

第 56 期決算報告書

第一年度

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

第二年度

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

2024 年 6 月 2 日

京都民主医療機関連合会理事会

第 56 期 会計報告

京都民医連第 56 期第 1 年度（2022 年度）会計報告

【収入】（単位：千円）

第 56 期第 1 年度の収入は、第 55 期第 2 年度に引き続きコロナ禍での各事業所の収益減による経営悪化と県連会計の繰越しが大きいことから、2 年連続の執行となりますが 2023 年 2 月度と 3 月度の会費①（京都民医連・全日本民医連会費分）の特別減免を理事会の承認を経て実施しました。その結果 207,433 千円、予算から▲62,928 千円（予算比 85.5%）、前期差▲31,470 千円（前期比 90.4%）となりました。会費②（臨床研修会費）については、臨床研修費用の確定額が予算よりも少ない実績となり 91,935 千円、予算差 16,007 千円（予算比 85.2%）、前期差▲2,584 千円（前期比 97.3%）となりました。県連 葵会経営対策委員会を 2022 年 12 月に設置し、葵会支援として葵会関係事業所のみ会費①と会費②を 2023 年 1 月度から 3 月度までの分、計 3,844,926 円を特別減免しました。雑収入については、前年度に続き近畿地協よりコロナ禍による各県連支援として京都民医連には 700 千円が組み込まれ予算を 644 千円上回りました。

以上から収入全体は 371,262,420 円でした。予算差▲62,928 千円（予算比 85.5%）、前期差▲39,620 千円（前期比 90.4%）となりました。

【支出】（単位：千円）

全日本民医連第 45 回定期総会で承認された予算にもとづき、全日本民医連会費が 2022 年 1 月～2023 年 12 月まで新型コロナウイルス感染症の措置として 1 割減免となりました。前期に続きコロナ禍による集会、研修の中止や Web 開催、会議等がリモート開催中心の運営となったことから、全体として支出が減少し 295,660,999 円、予算差▲63,781 千円（予算比 82.3%）、前期差▲4,296 千円（前期比 98.6%）の執行となりました。以下、特徴科目です。

【主な科目】（単位：千円）

- ・ 給与：事務局体制が減少している実態に即した予算を組みましたが、コロナ禍での活動制限や業務の見直しにより、時間外の削減や体制補強ができなかったことで 88,641 千円、予算差▲11,059 千円（予算比 88.9%）、前期差▲10,723 千円（前期比 89.2%）でした。
- ・ 広報部：医報援助費が 1,666 千円で予算差 766 千円（予算比 185.1%）、前期差 1,191 千円（前期比 351.1%）でした。事業所への冊子単価を抑え、医報のページ数増などが要因です。
- ・ 闘争費：7,528 千円で予算差 527 千円（予算比 107.5%）、前期差▲555 千円（前期比 100.8%）でした。憲法を守る活動の一環としてエフエム京都にラジオ CM を計 2 回分 1,540 千円を実施しました。
- ・ 諸行事費：2,916 千円で予算差 916 千円（予算比 145.8%）、前期差 908 千円（前期比 145.2%）でした。前期差については民医連新聞号外 997 千円等です。
- ・ 会議費：1,907 千円で予算差額 206 千円（予算比 112.2%）、前期差 1,063 千円（前期比 226%） 諸会議の参加率の向上や長計会議、信和会電子カルテ問題対策委員会が開

催されたことによるものです。

【単年度剰余金】

以上の収支結果から、単年度剰余金は4,502,322円の剰余となりました。予算差853,042円増、前期差▲29,051,162円となりました。

【繰越剰余金】

京都民医連第55回定期総会で承認された「繰越金から70周年記念事業積立金に400万円を振替」を実行しました。

以上の結果から、第56期第1年度の繰越剰余金は71,601,421円となり、全額を第56期第2年度に持ち越します。

京都民医連第56期第2年度（2023年度）会計報告

【収 入】（単位：千円）

会費①（京都民医連・全日本民医連会費）は、第1年度で行った会費①の特別減免は行わず通常通り徴収、予算比99.1%、前年比119.8%。会費②（臨床研修会費）は、年度の臨床研修に関する費用計算「国庫補助金関係（申請額）」で指導医経費など当該事業所において計算したものに從って会費化しており、当年度は53,687千円（予算比49.7%、前年比49.7%）の執行でした。雑収入は銀行利息と奨学金利息12千円・医学対不明入金54千円で総合計66千円でした。その結果第1年度の繰入金により、収入全体では378,172千円となり予算差▲56,520千円（予算比87%）、前年差▲18,186千円（前年比95.4%）となりました。

【支 出】（単位：千円）

第2年度は、COVID-19の類型が第5類となり、各種集会、研修など会場を使用した参集開催も増えましたが、感染対策を継続し、またWeb会議も並行してすすめましたため、支出削減になりました。第1年度に引き続き、全体として支出が減少し予算差▲85,661千円、予算比76.2%、前年比84.2%です。各部予算の執行はコロナ禍で軒並み予算内でしたが、看護師確保経費（予算比294%）看護部経費（予算比146.7%）、医報援助費（予算比204.3%）は予算を超過しました。第1年度に引き続き専門部予算編成でしたが、より精度の高い予算作成の検討が課題です。

【主な科目】（単位：千円）

- ・ 給 与：第2年度から事務局体制実態に即した予算を組みました、事務局員を1名外部から採用しました。コロナ禍での活動制限や業務の見直しにより、時間外の削減などもあって98,784千円、予算差▲915千円（予算比99.1%）、前期差3,980千円（前期比104.2%）でした。
- ・ 看護部：看護部経費は初開催のトップ看護管理者研修398千円（予算比146.7%・前期比611.3%）、看護部全体では4,209千円（予算比150.4%・前期比368.7%）でした。
- ・ 広報部：医報援助費（学運交と看介研特集号発行）が1,838千円（予算比204.3%・前期比352.1%）。超過要因は、事業所への冊子単価（コロナ禍）を抑え、医報（学運交と看介研特集号）のページ数増です。広報部全体ではKBSラジオ企画での祇園

祭パークの取組などもありましたが 5,703 千円(予算比 72.2%・前期比 158.5%)でした。

- ・闘争費：医療介護のお仕事 Fair(283 千円)、辺野古連帯行動(568 千円)、10/19 いのちを守る中央集会(677 千円)、宇治 P F A S 検診実施補助費(500 千円) 全日本民医連総会沖縄補助費(712 千円)。その他など含め 7,641 千円で予算差 641 千円(予算比 109.2%・前期比 73.2%)でした。従前であれば、交通費など各事業所負担をしていましたが、今年度が事業所負担軽減として闘争費で賄うようにしました。
- ・学習教育費：全日本民医連総会(1,13 千円)予算比 435.8%、前期比 457.9%) でした。
- ・旅費交通費：586 千円で予算比 195.6%・前期比 1393.5%、COVID-19 の類型が第 5 類となり、全日本民医連主催企画への参加、各種集会や研修会参加などの利用が増えたことが増加要因でした。

【単年度剰余金】

以上の収支結果から、単年度剰余金は 32,789,837 円の剰余となりました。予算差 29,140,557 円増(予算比 898.5%)、前期差 38,616,465 円(前期比▲562.8%)となりました。

【繰越剰余金】

第 56 期第 2 年度の繰越剰余金は 104,391,258 円となり、全額を第 57 期第 1 年度に繰越します。

第 56 期第 1 年度決算報告書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

第56期1年度収支報告

京審試証連 第26期1年度 PL(構造計算書)

2012年度 (单位: 万元)

		集計							
		実額	収入比	予算(前期比)	決算(前期比)	予算差額	予算比率	前年度(12期)	前年度(12期)
会費①		207,413,416	55.9%	255,000,000	255,000,346	-47,600,634	51.3%	-51,659,939	55.5%
会費②		91,935,360	24.8%	107,942,804	94,819,254	-13,066,644	86.2%	-2,382,484	97.2%
雑収入		794,745	6.2%	150,000	85,406	644,443	529.7%	796,500	902.0%
繰入金(前期未収)		10,000,000	18.2%	71,095,659	77,372,242	0	100.0%	-6,273,144	91.9%
収入合計		371,202,420	100.0%	434,191,163	410,652,978	-62,928,685	85.5%	-38,620,459	90.4%
単年度収入		300,163,321	80.8%	343,092,854	335,215,436	-63,928,680	82.7%	-35,347,215	90.0%
	福利費等	75,473,000	20.5%	85,280,600	85,619,437	-3,721,991	86.5%	3,133,440	89.3%
	法定福利費	12,165,962	3.3%	14,586,000	15,754,171	-2,334,933	52.8%	-1,586,239	88.0%
繰入(合計)		82,640,971	22.3%	86,796,600	89,764,428	-11,969,620	88.9%	-15,723,487	89.3%
福利厚生費		921,779	0.2%	1,380,800	1,063,516	-279,221	70.9%	-143,737	86.7%
退職引当金		2,108,536	0.6%	2,290,000	2,837,432	-941,432	95.8%	-729,822	74.3%
全日本民謡連合会		33,611,712	8.9%	36,686,720	37,423,248	-3,588,968	90.2%	-4,413,328	88.1%
団体分組金		6,169,606	1.7%	6,906,800	6,833,188	-736,800	88.8%	-363,369	94.1%
近き会費減免		13,000,000	4.0%	15,000,000	0	0	100.0%	13,000,000	100.0%
医師研修費用補助金		82,803,660	22.0%	107,942,804	94,611,699	-13,331,104	88.1%	-1,636,690	98.2%
医師会	医学生奨励費	7,878,268	2.0%	14,000,000	9,823,964	-6,212,791	54.5%	-1,947,735	78.4%
	医師研修費	2,678,108	0.6%	4,000,000	2,545,002	-1,923,900	61.9%	-1,409,503	58.0%
	医師自主的活動支援事業費	70,409	0.0%	308,000	293,549	-228,549	22.5%	-223,449	24.8%
	脱北支援対策	492,133	0.1%	1,506,000	693,424	-1,987,847	32.8%	-198,471	71.3%
	医師会経費	0	0.0%	308,000	0	-308,000	0.0%	0	0.0%
		10,216,866	2.8%	20,206,000	14,053,461	-14,063,138	59.3%	-3,838,599	72.7%
医師会	医学生奨励費	0	0.0%	28,000	0	-28,000	0.0%	0	0.0%
	脱北支援対策	165,000	0.0%	308,000	0	-338,000	33.0%	165,000	92.9%
	医師会経費	30,000	0.0%	208,000	0	-178,000	11.0%	30,000	80.0%
		195,000	0.1%	756,000	0	-556,000	25.0%	195,000	80.0%
看護部	学生奨励費	728,423	0.2%	1,000,000	699,328	-271,967	72.8%	318,706	177.9%
	看護師研修費	0	0.0%	808,000	0	-808,000	0.0%	0	0.0%
	看護部経費	436,423	0.1%	1,000,000	678,209	-963,772	43.7%	-241,082	64.4%
		1,164,846	0.3%	2,808,000	1,697,616	-1,938,736	41.0%	77,643	107.1%
薬剤部	学生奨励費	0	0.0%	800,000	0	-800,000	0.0%	0	0.0%
	薬剤師経費	51,600	0.0%	300,000	2,309	-448,000	10.2%	46,008	102.0%
		81,600	0.0%	1,000,000	2,809	-918,000	5.1%	48,008	102.0%
育成部	学生奨励費	0	0.0%	300,000	0	-300,000	0.0%	0	0.0%
	学習教育費	245,900	0.1%	1,000,000	165,000	-735,000	24.0%	83,008	148.3%
	育成部経費	4,128	0.0%	2,000,000	99	-1,995,872	0.2%	6,929	419.7%
		249,128	0.1%	3,300,000	165,099	-3,036,872	7.8%	84,929	125.9%
広報部	施設関係活動費	2,706,470	0.7%	3,000,000	2,173,433	-293,336	69.2%	823,669	124.4%

第56期第1年度

(2022年度) 決算 貸借対照表

2023年3月31日現在

資 産	第55期第2年度	第56期第1年度	差額	負 債	第55期第2年度	第56期第1年度	差額
現 金	276,643	216,135	-60,508	民医連基金	175,950,422	157,503,144	-18,447,278
小口現金	30,000	30,000	0	預り金	29,977,448	29,914,132	-63,316
普通預金	350,499,861	315,558,085	-34,941,776	未払金	8,300,000	340,754	-7,959,246
定期預金	41,062,283	41,062,386	103	負債合計	214,227,870	187,758,030	-26,469,840
仮払金	0	0	0	退職引当積立金	52,251,706	38,160,315	-14,091,391
立替金	26,960	83,812	56,852	車両積立金	1,125,391	1,125,391	0
未収入金	15,107,807	15,107,807	0	70周年記念事業積立	5,000,000	9,500,000	4,500,000
貸付金	3,557,800	3,557,800	0	災害積立金	10,106,708	9,748,708	-358,000
土地・建物	0	0	0	県連事務所積立金	60,944,160	61,444,160	500,000
保証金	7,200,580	6,729,000	-471,580	受入出資金	3,257,000	3,257,000	0
出資金	250,000	250,000	0	出資・積立金合計	132,684,965	123,235,574	-9,449,391
				繰り越し剰余金	71,099,099	71,601,421	502,322
資産合計	418,011,934	382,595,025	-35,416,909	負債資本合計	418,011,934	382,595,025	-35,416,909

会計監査報告

京都民医連規約（第六条の7）に基づく第56期第1年度の会計監査を、2023年5月22日午後2時と、2023年5月26日午後4時より京都民医連事務局で行いました。

「第56期第1年度決算報告書」及び「付属明細書」の特徴について松田事務局長、宮村常駐理事、高見堂事務局員より報告・説明を受け、諸帳簿、会計伝票及び証拠書類について点検、照合を行い確認しました。

金銭の取扱い、書類の保管・整理も正しく処理されていることを確認しました。

その結果、私たち会計監査は、「第56期第1年度決算報告書」が収支及び財政状態を適正に表示しているものと認めます。

以上

会計監査 塩見 好朗



会計監査 南部 和史



会計監査 福谷 靖彦



第 56 期第 2 年度決算報告書

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

第56期2年度 収支報告

京都市民連 第56期2年度 P.1 (設計計算書)

2024年02月 (単位:円)

		算計							
		実績	収入比	予算 (16期2年度)	前期末 (15期2年度)	予算差額	予算比率	前期末差額	前期末比率
会 費 ①	全日本・京都会費	252,616,890	66.9%	255,000,000	216,956,130	-2,183,120	99.1%	41,860,742	119.8%
会 費 ②	臨床研修会費	53,687,976	14.2%	107,842,004	107,842,004	-54,254,028	49.7%	-54,254,028	48.7%
雑収入		66,638	0.0%	150,000	535,062	-368,364	44.4%	-488,426	12.5%
繰入金 (前期末繰)		71,601,421	18.9%	71,601,421	76,925,727	0	100.0%	-5,324,306	93.1%
収入合計		378,172,915	100.0%	424,693,425	368,358,931	-46,520,512	97.0%	-10,186,915	95.4%
当年度収入		366,571,452	96.9%	382,092,004	319,433,204	-16,520,512	94.4%	-12,961,712	96.9%
給 与	給 与	84,937,591	22.5%	85,290,000	81,988,063	-3,301,909	99.7%	3,449,828	104.7%
	固定給料費	13,846,893	3.7%	14,690,000	13,715,468	-843,107	95.8%	131,425	101.9%
給 与 (合計)		98,784,484	26.4%	99,980,000	95,703,531	-1,195,516	99.1%	3,989,853	104.2%
福利厚生費		1,917,893	0.5%	1,390,000	895,318	-524,682	78.3%	212,575	125.4%
退職引当繰入		2,109,629	0.6%	2,200,000	3,813,667	-90,371	95.9%	-1,704,028	55.2%
全日本民医連会費		33,231,600	8.8%	36,690,720	38,000,438	-3,458,120	90.8%	-3,569,809	93.8%
団体分担金		6,328,200	1.7%	6,990,000	8,473,190	-574,790	91.0%	-2,152,800	74.6%
近着援助費		15,006,000	4.0%	15,000,000	15,000,000	0	100.0%	0	100.0%
医師研修費用援助金		53,850,449	14.2%	107,842,004	107,842,004	-54,091,555	49.9%	-54,091,555	49.9%
医師部	医学生援助費	9,235,157	2.4%	14,690,000	9,732,783	-5,454,843	66.9%	502,494	105.8%
	医師研修費	1,335,717	0.4%	4,080,000	2,753,894	-2,644,283	33.0%	-1,411,577	48.7%
	医師部自主的活動支援費	106,000	0.0%	390,000	197,890	-283,890	33.3%	-97,890	58.5%
	脱平区別対策費	821,621	0.2%	1,590,000	457,348	-668,352	54.8%	364,278	179.6%
医師部経費		115,949	0.0%	500,000	125,000	-384,051	25.0%	-6,001	95.2%
		11,614,454	3.1%	26,390,000	12,263,593	-14,775,546	57.2%	-649,138	64.7%
歯科部	医学生援助費	0	0.0%	50,000	0	-50,000	0.0%	0	0.0%
	脱平区別対策費	0	0.0%	500,000	0	-500,000	0.0%	0	0.0%
	歯科部経費	56,000	0.0%	290,000	168,000	-174,000	15.0%	-173,000	18.2%
		56,000	0.0%	750,000	168,000	-694,000	4.0%	-135,000	18.2%
看護部	看護学生援助費	385,329	0.1%	1,000,000	293,598	-614,671	38.0%	91,821	131.3%
	看護部他部別費	2,557,300	0.7%	890,000	605,390	1,557,300	294.7%	1,742,690	387.8%
	看護部経費	1,467,277	0.4%	1,090,000	245,911	487,277	146.7%	1,227,266	611.3%
		4,209,906	1.1%	2,890,000	1,141,819	1,409,906	150.4%	3,069,087	308.7%
薬剤部	学生援助費	0	0.0%	500,000	0	-500,000	0.0%	0	0.0%
	薬剤部経費	40,000	0.0%	500,000	40,000	-460,000	8.0%	0	100.0%
		40,000	0.0%	1,000,000	40,000	-960,000	4.0%	0	100.0%
		0	0.0%	500,000	0	-500,000	0.0%	0	0.0%
育成部	学生援助費	0	0.0%	500,000	0	-500,000	0.0%	0	0.0%
	学習教育費	514,524	0.1%	1,090,000	342,941	-485,476	51.8%	171,582	188.9%
	育成部経費	1,506,437	0.4%	2,090,000	11,488	-883,563	75.2%	1,494,951	1311.5%
		2,020,961	0.5%	3,200,000	354,427	-1,179,039	61.2%	1,666,534	579.2%
広報部	機関誌活動費	1,935,890	0.5%	3,090,000	2,678,740	-1,054,110	64.2%	-742,850	72.3%
	広報部経費	1,838,550	0.5%	900,000	522,200	938,550	294.2%	1,316,350	352.1%
		1,929,430	0.5%	4,090,000	398,723	-2,070,570	48.2%	1,539,677	483.9%
		5,703,840	1.5%	7,900,000	3,399,663	-2,196,160	72.2%	2,104,177	158.5%
庶務部	庶務部経費	62,000	0.0%	1,000,000	74,500	-938,000	6.2%	-12,500	83.2%
介護・福祉部	介護・福祉部経費	299,727	0.1%	890,000	354,653	-590,273	26.2%	-124,325	62.8%
リハビリ部	リハビリ部経費	35,000	0.0%	500,000	0	-465,000	7.0%	53,000	201.0%
経営部	経営部経費	128,754	0.0%	590,000	5,000	-461,246	25.2%	121,754	2534.1%
まちづくり政策部	まちづくり政策部経費	56,000	0.0%	1,090,000	383,420	-976,000	3.0%	-383,420	7.8%
人事部	人事部経費	0	0.0%	1,090,000	358,000	-1,090,000	0.0%	-308,000	0.0%
若くは若	若くは若委員会経費	2,790	0.0%	50,000	20,450	-47,210	5.8%	-17,660	13.9%
アスベスト	アスベスト対策委員会経費	0	0.0%	50,000	0	-50,000	0.0%	0	0.0%
六次産業	第六次産業推進 事務局経費	0	0.0%	600,000	0	-600,000	0.0%	0	0.0%
常任理事会経費委員会		2,700	0.0%	0	358,450	2,700	201.0%	-355,750	9.2%
総・委員会費用計		24,083,352	6.4%	41,550,000	18,719,225	-17,466,648	58.0%	5,365,427	128.7%
研究センター運営費		0	0.0%	500,000	80,000	-420,000	0.0%	-80,000	9.0%
共通部門	競争費	7,641,699	2.0%	7,090,000	10,438,061	641,699	106.2%	-2,796,362	73.2%
	学習教育費	1,307,615	0.3%	390,000	285,532	1,007,515	435.8%	1,021,983	457.9%
	旅行事業	129,560	0.0%	2,000,000	15,000	-1,870,440	8.8%	114,560	652.4%
	会計士顧問料	350,000	0.1%	550,000	865,000	0	100.0%	0	100.0%
	弁護士顧問料	218,000	0.1%	200,000	115,600	10,000	105.0%	100,600	159.9%
	印刷費	2,191,165	0.6%	2,000,000	1,852,182	181,165	109.6%	338,983	118.2%
	通信費	3,316,370	0.9%	3,590,000	3,178,618	-273,630	91.8%	137,752	104.3%
	事務消耗品費	164,129	0.0%	200,000	235,102	-35,971	82.1%	-70,973	69.8%
	備品費	1,193,130	0.3%	2,000,000	1,999,495	-806,870	59.9%	98,724	109.9%
	会議費	1,589,081	0.4%	1,700,000	1,437,624	-110,919	91.7%	121,457	108.4%
	文書費	254,290	0.1%	590,000	35,000	-245,710	50.8%	224,290	847.4%
	広告宣伝費	572,689	0.2%	700,000	693,690	-127,311	81.8%	-123,601	82.3%
	旅費交通費	586,790	0.2%	390,000	42,110	284,790	193.6%	544,680	1282.5%
	図書資料費	839,696	0.2%	1,090,000	845,039	-250,304	86.9%	14,657	101.7%
	事務所維持費	16,102,765	4.3%	16,090,000	15,444,745	102,765	100.6%	658,019	104.3%
	車両維持費	834,429	0.2%	990,000	864,763	-155,571	92.7%	-30,354	64.5%
	車両リース費	403,929	0.1%	890,000	399,999	2,920	101.0%	3,924	101.9%
	事務所維持費立金繰入	500,000	0.1%	590,000	500,000	0	100.0%	0	100.0%
	災害復旧立金繰入	500,000	0.1%	590,000	500,000	0	100.0%	0	100.0%
	70周年記念事業立金繰入	500,000	0.1%	590,000	500,000	0	100.0%	0	100.0%
	予備費	0	0.0%	7,090,000	0	-7,090,000	0.0%	0	0.0%
		23,381,948	6.2%	47,750,000	39,021,589	-8,368,052	82.8%	360,638	103.9%
支出合計		273,781,655	72.4%	258,442,724	328,238,832	-54,457,177	76.2%	-21,478,177	84.2%
繰上支出金		32,789,837	8.7%	3,649,290	-2,826,628	29,146,337	298.3%	38,618,495	-562.5%
繰越剰余金 (純額)		194,391,258	51.6%	15,550,701	71,995,695	29,146,337	138.7%		

第56期第2年度(2023年度) 決算 貸借対照表

2024年3月31日現在

資 産	第56期1年度	第56期2年度	差額	負 債	第56期1年度	第56期2年度	差額
現 金	216,135	343,287	127,152	民医連基金	157,503,144	158,050,939	547,795
小口現金	30,000	30,000	0	預り金	29,914,132	17,915,557	-11,998,575
普通預金	315,558,085	337,851,523	22,293,438	未払金	340,754	1,860,000	1,519,246
定期預金	41,062,386	41,062,489	103	負債合計	187,758,030	177,826,496	-9,931,534
仮払金	0	160,000	160,000	退職引当積立金	38,160,315	41,803,944	3,643,629
立替金	83,812	0	-83,812	車両積立金	1,125,391	1,125,391	0
未収金	15,107,807	15,622,057	514,250	70周年記念事業積立	9,500,000	4,989,199	-4,510,801
貸付金	3,557,800	3,557,800	0	災害積立金	9,748,708	10,248,708	500,000
土地・建物	0	0	0	県連事務所積立金	61,444,160	61,944,160	500,000
保証金	6,729,000	6,709,000	-20,000	受入出資金	3,257,000	3,257,000	0
出資金	250,000	250,000	0	出資・積立金合計	123,235,574	123,368,402	132,828
				繰り越し剰余金	71,601,421	104,391,258	32,789,837
資産合計	382,595,025	405,586,156	22,991,131	負債資本合計	382,595,025	405,586,156	22,991,131

会計監査報告

京都民医連規約（第六条の7）に基づく第56期第2年度の会計監査を、2024年5月1日午後2時より京都民医連事務局で行いました。

「第56期第2年度決算報告書」及び「付属明細書」の特徴について佐々木事務局長代行、宮村常駐理事、出野事務局員より報告・説明を受け、諸帳簿、会計伝票及び証拠書類について点検、照合を行い確認しました。

金銭の取扱い、書類の保管・整理も正しく処理されていることを確認しました。

その結果、私たち会計監査は、「第56期第2年度決算報告書」が収支及び財政状態を適正に表示しているものと認めます。

以上

2024年5月1日

会計監査 塩見 好朗



会計監査 南部 和史



会計監査 福谷 靖彦



【第四号議案】

第 57 期予算案

第一年度

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

第二年度

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

2024 年 6 月 2 日

京都民主医療機関連合会理事会

【第四号議案】

京都民医連 第 57 期予算案

【予算案の特徴】

- ① 予算構成は、55 期に専門部別予算編成に変更しましたが、専門部予算をより精密かつ定着させるために 57 期も継続します。
- ② 県連事務所維持・整備積立金、災害積立、は継続します。80 周年に向けての財政確保は今後の課題とします。
- ③ 繰越金は毎期末時には 4000 万程度（月次会費収入の 2 カ月程度）を基本とする方針を堅持しつつ、京都大学の寄付講座は繰越金の一部を充当することで全体の予算に影響しないことを 56 期の理事会で確認していることから、56 期の繰越金（105,737,008 円）を全額 57 期に繰越とします。
- ④ 六次長計策定が遅くとも 1 年以内の臨時総会を開催となりましたので、その分を予算に反映します。
- ⑤ 各専門部は、現状の確保対策等に県連予算としても重きをおきつつ、この間の実績を踏まえ一部見直しをしました。一方で闘争費を大幅に増額し、必要な場合には闘争費から計上できるようにして、運動や育成の予算を確保するように努めています。

以下、収入、支出の特徴です。

(1) 収 入

- ① 会費①は、2024 年のトリプル改定が事業所の収益や体制への影響が懸念されますが、前期実績をもとに計上しました。ただ、全日本民医連会費は、第 46 回定期総会で、2024 年会費は「1 割減免」が確定し、2 年目以降は第 46 期第 2 回評議員会で減免継続かどうかが決まることになっていますので、2 年目の全日本民医連会費は減免なしを見込んで計上しましたのでその分増加しています。
- ② 会費②は、第 57 期 1 年度は初期研修医 1 年目 4 人、2 年目 5 人で金額も確定していますので、確定金額の 7 千 3 百万円を計上し、2 年度は、初期研修医 4 人、2 年目 4 人のフルマッチを前提に 1 年目と同額を計上していますが、これは毎年確定数字が変更し、支出の医師研修費用援助金と同額をリンクしていますので、収支には影響はありません。
- ③ その他収益は、実績を勘案し 15 万円を計上します。
- ④ 繰越金は、今期から京都大学の寄付講座に京都民医連も毎年 900 万（5 年間継続、累計 4500 万円）を分担することとなっていますが、第 56 期理事会で寄付講座の費用は剰余金から賄うことを基本とする、としていますので、前記繰越金を全額繰越することにしました。

(2) 支 出

- ① 給料及手当：事務局体制の変更に伴うことと、定昇等の伸びを加味して計上しました。医師部・医学対担当者は 5 人体制から 6 人体制になりました。引き続き働き方の改善に努め、超勤等を減らすことに努めます。
- ② 法定福利費、福利厚生費：実績を勘案し、毎年度 120 万を計上します。
- ③ 退職引当繰入：必要分を全額計上します。
- ④ 医師研修費用援助金：会費②を全額計上します。
- ⑤ 医学生援助費は、医学生センターを現地に移転したて 3 年目を迎えますが、学生からも好評で家賃も下がっていますので実績分として毎年度 1400 万を計上します。

- ⑥ 医師部研修費は 300 万円を計上します。
- ⑦ 既卒医師対策費は 50 万増額し、毎年度 200 万を計上します。
- ⑧ 他の専門部は、実績をみて予算を見直していますが、活動の状況から必要な経費が発生する場合は、闘争費や予備費で対応できるようにします
- ⑨ 広報部は医報援助費を大幅に増額し毎年度 200 万にします。
- ⑩ 人事部は、県連統一採用パンフを作成するための予算を 1 年目に計上します。
- ⑪ 研究センター運営費には、京都大学寄付講座の 900 万を含めた予算計上とします
- ⑫ 闘争費は、情勢などに柔軟に対応できるように増額し、毎年度 1000 万を計上します。
- ⑬ 諸行事費は、県連総会を Web から従前の集合形式に戻すとともに、開場を公共施設に切り替えるなど費用削減に努めるのと併せ、臨時総会の費用を計上しています。
- ⑭ 予備費は、専門部活動も変わる可能性もあるため、毎年度 700 万を計上します。

【繰越剰余金】

- ① 56 期から 104,391,258 円を繰入します。2 年目終了時の繰越剰余金は 83,322,962 円とし、繰越金は徐々に削減していきます。

以上

【4号議案】 京都市民連 第57期 予算案

		第56期 予算と実績						第57期 予算					
		予算 (16年度)	実績	予算差	予算 (16年度)	実績	予算差	予算 (17年度)	収入比	16年度 1年度予算	予算 (17年度)	収入比	16年度 2年度予算
会 費 ①	会費・会費徴収費	253,000,000	207,433,418	-45,566,582	253,000,000	202,816,889	-50,183,111	253,000,000	58.4%	2,600,000	253,000,000	58.4%	2,600,000
会 費 ②	臨時会費徴収費	187,942,004	52,935,368	-135,006,636	187,942,004	53,987,576	-133,954,428	73,000,000	17.0%	-34,942,004	73,000,000	17.0%	-34,942,004
雑収入		150,000	794,543	644,543	150,000	66,000	-84,000	150,000	0.0%	0	150,000	0.0%	0
雑収入(前年度)		71,000,009	71,000,000	0	71,001,421	71,001,421	0	104,391,258	24.3%	33,292,188	93,262,902	21.4%	21,731,541
収入合計		431,151,104	371,202,129	-59,948,975	431,093,425	378,172,513	-52,920,912	426,941,258	58.7%	-5,249,843	421,642,902	58.3%	-13,138,459
経年収入		303,002,004	302,152,321	-849,683	303,002,004	306,571,405	3,569,401	324,520,500	75.4%	-35,542,004	328,180,000	75.2%	-34,942,004
経年	経年	35,250,000	75,475,969	40,225,969	35,250,000	81,327,391	46,077,391	37,500,000	26.3%	2,300,000	88,500,000	26.6%	5,300,000
	法定外経費	14,500,000	12,165,962	-2,334,038	14,500,000	13,646,952	-853,048	14,500,000	3.4%	0	14,500,000	3.4%	0
経年(合計)		49,750,000	87,641,931	37,891,931	49,750,000	94,974,343	45,224,343	52,000,000	23.7%	2,300,000	103,000,000	24.0%	5,300,000
協賛金		1,300,000	821,779	-478,221	1,300,000	1,017,000	-283,000	1,300,000	0.3%	-100,000	1,200,000	0.3%	-100,000
協賛引当金		2,200,000	2,100,000	-100,000	2,200,000	2,100,000	-100,000	2,200,000	0.5%	200,000	2,200,000	0.5%	200,000
北北市民団連会費		36,000,729	35,011,712	-989,017	36,000,729	33,231,000	-2,769,729	35,443,258	7.7%	5,007,424	36,116,000	8.4%	114,250
団体分給金		8,900,000	8,100,000	-800,000	8,900,000	8,200,000	-700,000	8,900,000	1.5%	-400,000	8,500,000	1.5%	-400,000
社会費減収		15,000,000	15,000,000	0	15,000,000	15,000,000	0	15,000,000	3.5%	0	15,000,000	3.5%	0
医師研習費用徴収金		107,912,004	82,855,000	-25,057,004	107,912,004	83,550,189	-24,361,815	73,000,000	17.0%	-34,942,004	73,000,000	17.0%	-34,942,004
医師部	医学生奨励費	14,000,000	7,579,299	-6,420,701	14,000,000	9,235,187	-4,764,813	14,000,000	3.3%	0	14,000,000	3.3%	0
	医師研習費	4,900,000	2,676,100	-1,223,900	4,900,000	1,331,717	-3,568,283	5,000,000	0.7%	-1,000,000	3,000,000	0.7%	-1,000,000
	医師自らの活動文書費	300,000	70,400	-229,600	300,000	100,000	-200,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
	医学生奨励引当費	1,500,000	492,158	-1,007,842	1,500,000	821,621	-678,379	2,000,000	0.8%	500,000	3,000,000	0.8%	500,000
	医師研習費	600,000	0	-600,000	600,000	118,389	-481,611	600,000	0.1%	0	600,000	0.1%	0
歯科部	医学生奨励費	20,300,000	16,216,962	-4,083,038	20,300,000	11,814,454	-8,485,546	19,300,000	4.8%	-500,000	19,300,000	4.8%	-500,000
	医学生奨励費	30,000	0	-30,000	30,000	0	-30,000	30,000	0.0%	0	30,000	0.0%	0
	歯科医師研習引当費	300,000	165,000	-135,000	300,000	0	-300,000	500,000	0.1%	0	500,000	0.1%	0
	歯科医師研習費	200,000	30,000	-170,000	200,000	38,000	-162,000	200,000	0.0%	0	200,000	0.0%	0
	歯科医師研習費	750,000	185,000	-565,000	750,000	38,000	-712,000	750,000	0.2%	0	750,000	0.2%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,900,000	4,200,000	1,300,000	3,300,000	0.8%	500,000	3,300,000	0.8%	500,000
	看護学生奨励費	300,000	0	-300,000	300,000	0	-300,000	300,000	0.1%	0	300,000	0.1%	0
看護部	看護学生奨励費	1,900,000	729,933	-1,170,067	1,900,000	385,229	-1,514,771	1,900,000	0.2%	0	1,900,000	0.2%	0
	看護研習費引当費	500,000	0	-500,000	500,000	2,337,380	1,837,380	1,500,000	0.3%	700,000	1,500,000	0.3%	700,000
	看護研習費	1,900,000	408,428	-1,491,572	1,900,000	1,467,277	-432,723	300,000	0.2%	-200,000	300,000	0.2%	-200,000
	看護学生奨励費	2,900,000	1,161,603	-1,738,397	2,								

【第五号議案】

京都民医連 57 期役員選出に関する提案

2024 年 6 月 2 日
京都民主医療機関連合会理事会

【第 62 回定期総会 第五号議案】

役員選出に関する提案

2024 年 6 月 2 日

京都民主医療機関連合会理事会

【1】 今総会の特徴と理事会の任務

今総会の任務は、①全日本民医連第 46 回定期総会に学び、次期総会までの活動方針を確立すること、②決算の承認と次期総会までの予算を決定すること、③運動方針の先頭に立ち奮闘する役員を選出すること、の 3 です。

57 期の理事会が担う任務は、今総会が掲げた 4 つのスローガン、①平和的生存権・人間の尊厳を守る立場で、国連憲章、国際法に反する暴力・戦争を止めるために行動しよう、②大軍拡を止め、多様性の尊重・ジェンダー平等といのち第一の政治を実現するために、共同組織とともに、地域から人権・公正の波を起こそう、③70 年の歴史を力に、「ケアの倫理」を深め、「2 つの柱」の全面実践で、「人権の砦」たる民医連事業所を守り、発展させよう、④京都民医連 6 次長計を全職員の英知でつくりあげ、次の 10 年に向けて共同組織とともに奮闘し前進させよう、に示された県連の方針を実践する先頭に立つとともに団結の要として奮闘することです。

【2】 理事会体制を検討するにあたって重視した課題

- (1) 全日本民医連および京都民医連総会方針、第 6 次長計の確立、実践の先頭に立って奮闘する幹部集団を作る。
- (2) 県連全体の力量の低下を招かないよう配慮し、次代を担う幹部を登用し世代交代・継承を進める。
- (3) 県連への全法人結集および各分野のエキスパートの力量の結集等の視点から総合的に判断する。

【3】 理事定数の総会への提案

以上を踏まえ、第 57 期役員定数は、会長 1 名、副会長 5 名、事務局長 1 名、事務局次長 7 名、理事 39 名、会計監査 3 名の計 56 名を提案します。

新四役は、副会長に女性幹部 1 名が加わり、事務局次長に 2 名が加わります。その他理事の新任は 7 名です。推薦役員の平均年齢は 53.2 歳と前期よりは 0.9 歳上がりました。平均勤続年数は、27.8 年で前回よりは 1.0 年伸びました。女性理事の比率は、四役で 35.7%と前期の 30.8%前進し、理事では 41%となります。

【4】 選出方法

役員の選出方法は、理事会からの推薦者名簿と代議員からの推薦及び立候補名簿にもとづき役員選考選挙管理委員会で審議し、午後からの全体会に候補者名簿を提出していただくことを提案します。

(以 上)

京都民主医療機関連合会規約

第一条 本会は京都民主医療機関連合会（京都民医連）と称し、事務所を京都市内に置く。

第二条 本会は全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）の綱領並びに全日本民医連及び京都民医連の規約を承認する京都府内の事業所（以下加盟事業所と称する）をもって組織する。

第三条 本会は全日本民医連の綱領を実現することを目的とする。

第四条 本会は前条目的達成のため次の必要な諸活動を行なう。

- 一、加盟事業所に対する指導、援助。
- 二、講習会、研修会および交流会の開催
- 三、人事の交流、職員教育および養成
- 四、全国的、地方的な統一行動
- 五、加盟事業所相互の連絡並びに経験の交流。
- 六、調査研究及び機関紙誌の発行。
- 七、その他本会の目的達成に必要な活動。

第五条 本会は次の機関をおく。

一、総会

- (1) 総会は役員並びに加盟事業所選出の代議員によって構成し、総会は代議員総数の過半数の出席並びに代議員を選出した加盟事業所の3分の2以上からの代議員の出席によって成立する。代議員は、加盟事業所の常勤職員（管理嘱託及び再雇用含む）から選出し、その選出基準は1加盟事業所の常勤職員（管理嘱託及び再雇用含む）15名までは1名とし、16名以上の場合は30名ごとに1名、端数は1名とする。加盟事業所の申請にもとづき、理事会および総会の承認をえて傍聴者の総会参加を認めることができる。
- (2) 総会は隔年1回、6月に会長が招集する。ただし、特に必要がある場合は、2ヵ月をこえない範囲で招集の時期を変更することができる。なお、会長は加盟事業所の3分の1以上の要求があった場合には総会を招集しなければならない。総会の運営は総会議事運営規定による。
- (3) 総会は本会の最高議決機関であって、次の事項を協議し、出席代議員の多数決によって決定する。但し、本会の規約に関する事項については、3分の2以上の多数決によって決定する。
 - 1 本会の重要な活動方針、活動計画に関する事項。
 - 2 本会の規約に関する事項。
 - 3 本会の予算、決算に関する事項。
 - 4 本会の会費に関する事項。
 - 5 本会の役員に関する事項。

二、代表者会議

- (1) 代表者会議は加盟事業所の代表者各1名をもって構成し、代表者の3分の2以上の出席により成立する。
- (2) 代表者会議は総会に次ぐ議決機関であって、必要に応じて会長の招集により開き、当面の諸問題について協議し出席者の多数決によって決定する。

三、理事会

- (1) 理事会はこの会の執行機関として議決機関の議決事項と緊急事項の執行にあたる。理事会は総会の方針にもとづき加盟事業所に対する指導、援助をおこなう。
- (2) 理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、理事をもって構成する。会計監査は理事会に出席することが出来る。
- (3) 理事会は、随時会長が招集し、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。
- (4) 理事会は次の事項を執行する。
 - 1 総会の方針にもとづく活動計画。
 - 2 総会・代表者会議から委任された事項。
 - 3 必要に応じ常任理事を互選する事項。
 - 4 理事会の諮問機関としての各部・委員会の設置と部・委員の任命。
 - 5 本会の加盟・脱退に関する事項。
 - 6 その他必要な事項。
 - 7 理事会が協議執行した事項については総会に報告し、その承認を得なければならない。

四、常任理事会

- (1) 常任理事会は会長、副会長、事務局長、事務局次長、及び理事会によって互選された常任理事若干名をもって構成し、その3分の2以上の出席により成立する。
- (2) 常任理事会は会長の招集により随時開き、次の事項を協議し、執行する。
 - 1 理事会から理事会までの会務。
 - 2 理事会から委任された事項。
 - 3 その他必要な事項。
 - 4 常任理事会が協議執行した事項については理事会に報告し、その承認を得なければならない。

五、部 会

職種・その他必要に応じて部会を置き、討議の結果は総会並びに理事会に報告する。

第六条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1 名 本会を代表し、この会の活動を統轄する。
- 2 副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 事務局長 1 名 事務局を統轄し、会長を補佐し、事務処理の責に任ずる。事務局長事故あるときは、会長が理事より代行を任命する。
- 4 事務局次長 若干名 事務局長を補佐し、不在の場合等、職務を代行する。
- 5 常任理事 若干名 理事会で互選する。
- 6 理事 若干名
- 7 会計監査 3 名 年2回以上会計を監査し、理事会及び総会に報告しなければならない。

第七条 本会は顧問をおくことができる。その場合は総会に報告し、承認を得なければならない。

第八条 役員は加盟事業所の常勤職員（管理嘱託含む）ならびに本会の常駐常勤職員（管理嘱託含む）が次期総会年（原則偶数年）の6月1日をもって66歳を超えない職員の中から総会で選出し、任期は総会から次期総会までとする。但し、再任は妨げない。役員中欠員を生じた時は理事会の議決を得て補充する事ができる。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。役員に関する選考は役員選考規定による。

第九条 本会の加盟・脱退は理事会で確認し、総会に報告しなければならない。

第十条 本会の解散は、総会において出席代議員の3分の2以上の多数決によって決定しなければならない。

第十一条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。事務局員は理事会の議を経て会長が任命する。

第十二条 本会の目的を支持し、方針に協賛する事業所を賛助会員とすることができる。

第十三 本会加盟事業所は毎月会費を納入しなければならない。会費規定は別に定める。

第十四 本会の財政は、会費・寄付金・事業収入をもって充当する。

第十五 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第十六 本規約は2022年6月12日より実施する

(1955 年7月24 日 制定)
(1956 年10 月28 日 改正)
(1964 年9 月27 日 改正)
(1965 年5 月23 日 改正)
(1968 年10 月13 日 改正)
(1971 年9 月24 日 改正)
(1976 年10 月24 日 改正)
(1983 年10 月30 日 改正)
(1986 年10 月26 日 改正)
(1990 年10 月28 日 改正)
(1992 年10 月25 日 改正)
(1994 年10 月30 日 改正)
(1997 年10 月26 日 改正)
(2003 年12 月21 日 改正)
(2007 年10 月27 日 改正)
(2011 年10 月23 日 改正)
(2016 年6 月12 日 改正)
(2020 年8 月30 日 改正)
(2022 年6 月12 日 改正)

以上

会費規定

第一条 本会規約第十四条による会費の納入は本規定によって行う。

第二条 会費の額は、1加盟事業所あたり月額全日本民医連会費および月額京都民医連会費とする。

第三条 賛助会員の会費は理事会が決定する。

第四条 会費の額は理事会の議決を得て、代表者会議において決定し、同一会計年度内においては特別の事由がない限りこれを変更しない。ただし年度途中加盟の事業所等の会費は理事会が決定することができる。

第五条 特別の事由がある場合には理事会は臨時会費等の徴収をきめることができる。但し臨時徴収の額は同一会計年度内につき1ヵ月分を限度とする。

第六条 本規定は2011年8月1日から実施する。

(1965年9月30日 制定)

(1966年5月29日 改正)

(1968年10月1日 改正)

(1973年8月1日 改正)

(1977年10月23日 改正)

(1994年10月30日 改正)

(1995年10月29日 改正)

(1996年12月1日 改正)

(1997年10月26日 改正)

(2011年10月23日 改正)

総会議事運営規定

第一条 京都民主医療機関連合会規約第五条にもとづく総会の議事運営は、この規定によって行なう。

(司会者)

第二条 議長選出までの総会議事運営にあたるため司会者をおく。司会者は会長が任命する。

(議長団の選出)

第三条 総会を代表し、議事運営にあたるため議長団を選出する。議長団は代議員より選出する。議長団の選出は出席代議員の過半数の賛成を要する。

(議長団)

第四条 議長団は合意によって議事を運営し、次のことを行なう。

一、議事運営委員、資格審査委員、役員選考・選挙管理委員、決算・予算委員の選出提案

二、総会書記、総会事務局の任命

三、総会成立宣言

四、その他議事運営上必要なこと

(議事運営委員、資格審査委員、役員選考・選挙管理委員、決算・予算委員の選出)

第五条 議事運営委員会、資格審査委員会、役員選考・選挙管理委員会、決算・予算委員会は代議員、役員若干名で構成し、代議員の過半数の賛成で選出される。ただし、委員の半数以上は代議員でなければならない。

(議事運営委員会)

第六条 議事運営委員会委員の互選で委員長を選出する。総会議事の円滑な運営をはかるための事項を行なう。

(資格審査委員会)

第七条 資格審査委員会は委員の互選で委員長を選出する。代議員の資格の審査、総会成立確認に関する事項を行なう。

(役員選考・選挙管理委員会)

第八条 役員選考・選挙管理委員会は委員の互選で委員長を選出する。役員の選考に関する事項、役員の選挙管理に関する事項を行なう。

役員選考に関する事項は、役員選考規定による。

(決算・予算委員会)

第九条 決算・予算委員会は委員の互選で委員長を選出する。決算、予算に関する事項を行なう。

(総会書記)

第十条 総会書記は代議員、役員以外から議長が任命する。総会書記は議事を記録する。

(総会事務局と総会事務局長)

第十一条 総会事務局は代議員以外から選出し、総会全般の事務局を担当する。必要に応じて事務局長をおく。

(討 論)

第十二条 総会での発言資格は、代議員、役員、議長の認めたものとする。総会で発言するにあたっては、議長に意思表示を行ない、その指名を受けた後、所属加盟事業所ならびに氏名をのべて発言する。議長は議事進行上必要と認める場合は、発言を制限することができる。

(動 議)

第十三条 動議をだそうとするときは、文書をもって議長に提出する。ただし、議事の進行に関する緊急動議はその限りではない。

(分散会・分科会)

第十四条 総会は議事進行の必要に応じ、分散会または分科会にわかれて討議を行なうことができる。分散会、分科会の構成は総会で決める。分散会、分科会の議事運営については総会に準じて行なう。分散会、分科会は議事内容を総会に報告することができる。

(採 決)

第十五条 採決は議案に対して、反対、保留、賛成の順に行なう。採決は挙手による。ただし、議長が認めるときと、代議員の3分の1以上の要求があるときは無記名投票とする。

(議事録)

第十六条 総会の主な討論経過および結果は、議事録を作成して連合会事務所に保管しなければならない。

(付 則)

一、この規定の改廃は理事会の議決を得て、総会が行なう。

二、この規定は2016年6月12日より実施する。

(1997年10月27日 改定)

(2016年6月12日 改定)

役員選考規定

第一条 京都民主医療機関連合会（以下、京都民医連）規約第六条及び総会議事運営規定による役員（常任理事を除く役員）選考は、この規定によって行なう。

第二条 総会で選出された役員選考・選挙管理委員会は、役員選考について役員候補者届の受理とその審査、選考、候補者氏名の発表、選挙の管理を行なう。

第三条 総会は理事会の提案にもとづき役員の定数を決定する。

第四条 候補者届出は本人の立候補届、ならびに推薦届出とする。

第五条 候補者の推薦は、被推薦者の承諾をえて理事会、代議員が行なう。

第六条 議長は候補者名簿を総会にはかり、総会の確認で候補者名簿を役員選考・選挙管理委員会に付託する。

第七条 役員の選考は次の基準をもって行なう。

- 一、全日本民医連の綱領、規約、総会・評議員会の決定、および京都民医連の規約、総会決定にそって民医連運動を積極的にすすめる人。
- 二、全京都的立場に立って方針を立案し、民医連運動を指導できる人。
- 三、京都民医連理事会、およびその他必要な会議に出席するとともに、任務を分担して執行にあたる人。

第八条 役員選考結果について、委員長は総会に報告する。

第九条 審査選考の結果、候補者数が総会の決めた定数をこえた場合は、代議員による無記名投票を行ない投票数上位順で選出し、下位同数の場合役員選考・選挙管理委員会で協議し判断を総会にはかる。定数をこえない場合は、全候補者について信任投票を行ない、投票総数の過半数で選出される。いずれの場合も投票結果を総会に報告する。

（付 則）

- 一、この規定の改廃は理事会の議決を得て、総会が行なう。
- 二、この規定は2016年6月12日より実施する。

（1997年10月27日 改定）

（2016年6月12日 改定）